

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項	指定養育医療機関の指定	母子健康課

- 1 審査基準は、未熟児養育事業の実施について（昭和62年7月31日児発第668号厚生省児童家庭局長通知）第2第2項第2号及び第4号に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。